

西尾市分別収集計画

第11期（令和8年度～令和12年度）

令和7年9月

愛知県西尾市

目 次

1	計画策定の意義.....	1
2	基本的方向.....	1
3	計画期間.....	1
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み..... (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項..... (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器廃棄物の 収集に係る分別の区分..... (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び 製品プラスチックの量の見込み..... (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び 製品プラスチックの量の見込みの算定方法.....	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項..... (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項..... (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	6

西尾市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

分別収集事業を進めている本市は、保有する最終処分場の残余容量には限度があり、次期最終処分場の確保は困難な状況にあるため、引き続きごみの減量を推進していく必要がある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、循環型社会形成を目的に、市民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を進めることによって、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の長寿命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、循環型社会の構築を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、以下の基本方向を定める。

(1) 市民、事業者、環境活動団体との連携による4Rの推進

市民、事業者、環境活動団体及び行政が一体となり、発生源でごみを断つ「リフューズ」、ごみとなるものを減量する「リデュース」、不要になったものを繰り返し使用する「リユース」、再資源化する「リサイクル」の4Rを推進することにより、ごみの減量化及び資源化を促進する。

(2) 環境教育の推進

リサイクルなどの環境に対する理解を深めるため、資源分別出前講座などの環境学習を推進し、環境に配慮した行動に対する理解を深めるとともに地域社会全体の意識向上を促進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	8,644 t	8,591 t	8,511 t	8,442 t	8,381 t
製品プラスチック	238 t	238 t	238 t	239 t	239 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図りながら、以下の取組を実施します。

(1) 環境教育、啓発活動

市民、事業者に対し、様々な機会を活用してごみの分別、廃棄物の現状や処理状況について情報を提供します。また、ごみの発生回避や発生抑制、分別排出、再使用、再生利用の意義と効果に関する教育・啓発活動を積極的に展開します。

（主な施策）

- ・「ごみの分別ガイドブック」等パンフレット類の発行
- ・「広報にしお」への啓発記事の掲載
- ・市民団体等へのごみに関する出前講座の実施
- ・小学校への出前授業「レスキュー530」の実施
- ・ホームページやインスタグラムなどのSNSを活用した「ごみ分別ルール」などの情報発信

(2) 生活習慣の改善促進

市民のライフスタイルにおける廃棄物抑制を目指し、以下の具体的な行動を促進します。

（主な施策）

- ・買い物袋の持参徹底
- ・詰め替え可能な商品及びリターナブル容器等、再生資源を原料とした商品の選択の推進

- ・「マイボトル」運動の推進

(3) 事業者への協力要請

事業者に対しても容器包装廃棄物の排出抑制に向けた具体的な取り組みや協力を促します。

(主な施策)

- ・ペットボトル、白色トレイなどの回収拠点の設置
- ・事業系ごみの分別徹底
- ・過剰包装の抑制
- ・リサイクル商品の積極的な販売促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を次表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	空きびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器包装		ダンボール
主として紙製容器包装であって上記以外のもの		雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製の容器包装		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
		その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	90 t		84 t		78 t		72 t		67 t	
主としてアルミ製の容器	143 t		142 t		142 t		141 t		141 t	
無色のガラス製容器	(合計) 307 t		(合計) 297 t		(合計) 286 t		(合計) 276 t		(合計) 266 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	307 t	t	297 t	t	286 t	t	276 t	t	266 t
茶色のガラス製容器	(合計) 240 t		(合計) 232 t		(合計) 225 t		(合計) 218 t		(合計) 211 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	240 t	t	232 t	t	225 t	t	218 t	t	211 t
その他のガラス製容器	(合計) 141 t		(合計) 138 t		(合計) 135 t		(合計) 132 t		(合計) 129 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	141 t	t	138 t	t	135 t	t	132 t	t	129 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	45 t		45 t		45 t		45 t		46 t	
主として段ボール製の容器	972 t		973 t		974 t		974 t		975 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 428 t		(合計) 433 t		(合計) 437 t		(合計) 441 t		(合計) 446 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 976 t		(合計) 976 t		(合計) 977 t		(合計) 976 t		(合計) 977 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	890 t	60 t	892 t	60 t	894 t	60 t	895 t	60 t	897 t	60 t
	(合計) 26 t		(合計) 24 t		(合計) 23 t		(合計) 21 t		(合計) 20 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
(うち白色トレイ)	t	26 t	t	24 t	t	23 t	t	21 t	t	20 t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 238 t		(合計) 238 t		(合計) 238 t		(合計) 239 t		(合計) 239 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	238 t	t	238 t	t	238 t	t	239 t	t	239 t

※「主として紙製容器包装であって上記以外のもの」については「雑がみ」として禁忌品も含めて収集しており、排出量が把握できないため、分別収集量には含めていない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務政令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の市民一人当たり収集実績×増減率×推計人口

※1 増減率は、過去4年間（令和3年度から令和6年度の対前年比の平均を使用する。

※2 製品プラスチック量の見込みは、環境省が設定した製品プラの比率を使

用する。

※ 3 推計人口は、令和 7 年 4 月 1 日を実数とし、令和 8 年から令和 12 年までの人口を国立社会保障・人口問題研究所の増減率を参考に算出。

推計人口

年 度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
人 口	168,945 人	168,607 人	168,270 人	167,933 人	167,597 人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ダンボール、紙パックについては、定期収集及び市民団体による集団回収を支援することにより、引き続き収集量の増加を図る。

分別収集の実施主体は、次表のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶	スチール	空き缶	・委託業者による定期収集 ・市民団体による集団回収	民間業者
	アルミ			
びん	無 色	空きびん	・委託業者による定期収集 ・市民団体等による集団回収 (一部のびんのみ)	民間業者
	茶 色			
	その他			
紙	紙パック	紙パック	・委託業者による定期収集 ・市民団体等による集団回収	民間業者
	ダンボール	ダンボール		
	雑がみ	雑がみ	・委託業者による定期収集	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	・委託業者による定期収集	市
	白色トレイ	白色トレイ		
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製の容器包装	その他プラスチック製容器包装	・市直営による定期収集 ・委託業者による定期収集	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶・空きびんについては、既存の資源化处理施設で選別、圧縮、保管等を行う。

プラスチック製の容器包装のうち、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装については、西尾市クリーンセンターへ搬入し圧縮梱包処理をする。白色トレイについては、民間処理施設で減容処理をする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール	空き缶	プラスチックコンテナ	パッカー車 平ボディ車	民間施設
	アルミ				
びん	無色	空きびん	プラスチックコンテナ	平ボディ車	民間施設
	茶色				
	その他				
紙	紙パック	紙パック	紐かけ	パッカー車 平ボディ車	民間施設
	ダンボール	ダンボール			
	雑がみ	雑がみ	紙袋又は透明なビニール袋		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	専用回収箱 または網袋	平ボディ車	西尾市クリーンセンター
	白色トレイ	白色トレイ			民間施設
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製の容器包装	その他プラスチック製容器包装	指定袋	パッカー車	西尾市クリーンセンター

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する重要事項

(1) 資源収集活動の推進

町内会、PTA、子ども会などの市民団体による資源回収活動を推進するため、資源ごみ回収に対して報奨金を交付し、地域ぐるみの集団回収事業の拡大を図ります。

(2) 地域密着型の分別収集の推進

市長が委嘱する「西尾市衛生委員」は、地域ごとに設置されており、地域に密着した活動を行っています。衛生委員の活動を活用し、地域住民の協力を得

ながら分別収集の推進を図ります。

(3) 分別の簡易化

プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を実施し、分かりやすい分別区分とすることで、分別収集の促進を図ります。